

3. 外国籍選手に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、国際交流の活発化に鑑み、外国籍学生選手（以下、「外国籍選手」という。）に関係する事柄を一括することにより、外国籍選手に対する対応を円滑且つ正確に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 外国籍選手とは、日本国籍を持たず大学に入学した選手をいう。

- 2 日本国籍を持たなくとも、「教育基本法」・「学校教育法」で定める日本での小学校教育および中学校教育・中等教育学校の前期部分（義務教育）を修了したものは、日本人選手と同等と見なす。

(登録)

第3条 外国籍選手の登録は、当該大学にその大学の修業年限において単位を履修する目的で入学した学部学生に限る。

- (1) 短期留学生、交換留学生、語学研修生、聴講生、研究生、通信教育生、専攻科生、大学院生、学士入学生等は含まれない。
 - (2) 登録に際しては、所属する各都道府県協会に提出した書類の写しおよび所属大学責任者の証明書ならびに外国での競技歴（高校・大学）を添付しなければならない。
- 2 日本の高等学校を卒業し、大学に入学した外国籍選手は、高等学校の卒業証明書および大学の在学証明書を提出することで、上記（2）の書類に代えることができる。
 - 3 申請は、本連盟が指定する期日までとし、審査終了後各大学に通知するものとする。
 - 4 審査終了後、JBA への登録手続きを済ませること。

(登録回数)

第4条 外国籍選手の登録回数は「2. 登録および競技会に関する細則」第8条の通りとする。

- 2 外国の大学で登録した回数は継続されるものとする。

(競技資格)

第5条 大会エントリーにおいては、外国籍選手の人数に制限は設けない。

2 競技中、同時にプレイできる外国籍選手は1名とする（オンザコート1）。

(改廃)

第6条 本細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

附則 この細則は2025年 2月 22日に成立し、同日より施行する。